

横浜市新型コロナウイルス対策本部 対策本部会議

令和4年 1月20日（木）

10:10 ~

市庁舎10階 本部会議室

次 第

1 市内の状況

(1) 感染発生等の状況

＜感染症対策チーム＞ ＜病床・医療提供体制確保チーム＞ 【資料1】

(2) ワクチン接種の状況

＜ワクチン接種特別チーム＞ 【資料2】

2 本市の対応

(1) 市民利用施設等の対応

＜市民利用施設・市主催イベント調整部会＞ 【資料3】

(2) 保育所等の対応

＜こども青少年局＞ 【資料4】

(3) 学校の対応

＜教育委員会事務局＞ 【資料5】

3 本部長指示・市長メッセージ

(1) 感染発生等の状況

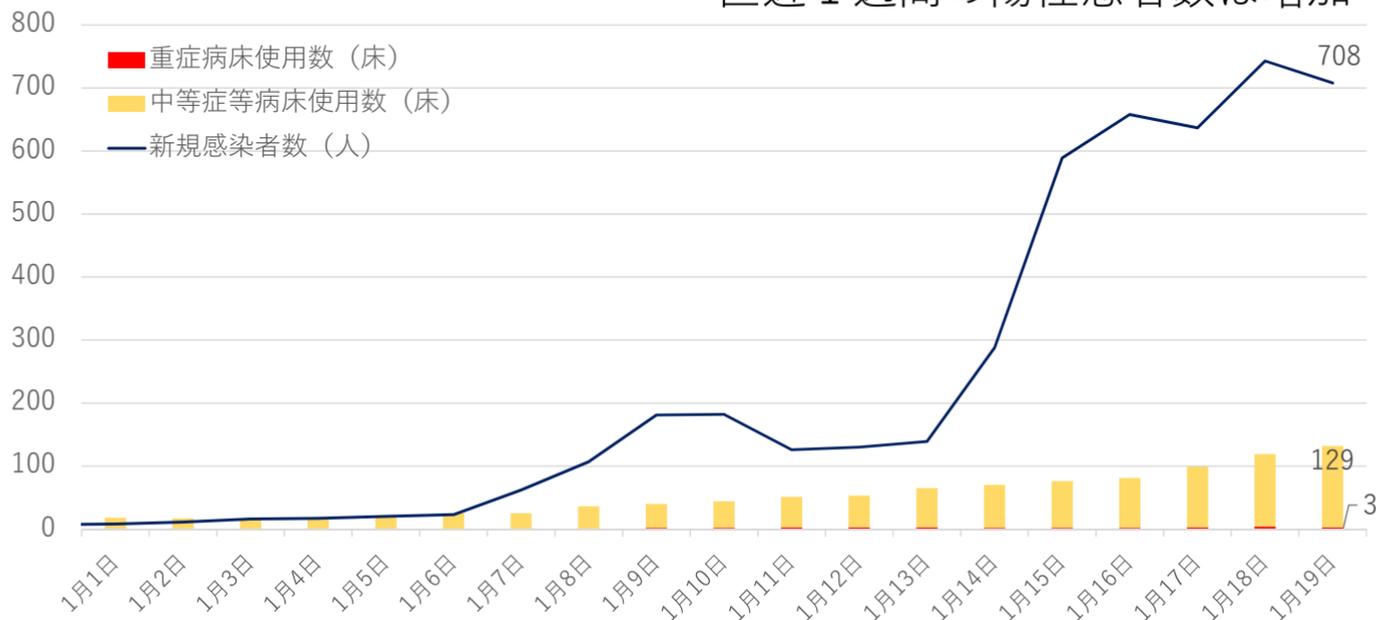
【資料1】
 <感染症対策チーム>
 <病床・医療提供体制確保チーム>

感染の状況 ①（令和4年1月19日時点 速報値）

累積陽性患者数 74,435人

うち直近1週間 3,762人

直近1週間の陽性患者数は増加



※新規陽性患者数は、本市公表分（本市に届出があったもの）。
 病床使用数は、市内のコロナ患者受け入れ医療機関からの報告。

(2) ワクチン接種の状況

ワクチン3回目接種計画 (R4.1.20版)

対象者	対象者数	横浜市の方針
高齢者(65歳以上)	約86万人	1月31日 接種開始 2月21日までに対象者(2回目接種から6ヶ月経過; 約83万人) 全員に接種券配布・接種。
一般(64歳以下)	約190万人	2月下旬 接種開始 3月14日までに対象者(2回目接種から6ヶ月経過; 約85万人) 全員に接種券配布・接種。以降は6ヶ月経過時に接種可能。
高齢者施設入所者等	約8.5万人 (約1,000施設)	12月10日 接種開始 2月中の接種完了を目的

さらなる
前倒し
計画

(2) ワクチン接種の状況

3回目個別通知（接種券）の発送目安

高齢者(65歳以上)		
2回目接種日 令和3年	接種券発送時期 (目安)令和4年	対象者数
6/7 ~6/13	1/28・31	約3.2万
6/14~6/20	2/4~	約19.6万
6/21~6/27		
6/28~7/2		
7/3 ~7/6	2/14~	約28.1万
7/7 ~7/13		
7/14~7/16		
7/17~7/20	2/21~	約30.2万
7/21~7/27		
7/28~8/3		
8/4 ~8/10		
8/11~8/17		
8/18~8/24		
8/25~9/1	2月下旬	約0.7万
9/2 ~9/8	3月上旬	約0.4万
9/9 ~9/15	3月中旬	約0.3万
9/16~9/22	3月下旬	約0.6万
9/23~9/29		

一般(64歳以下)		
2回目接種日 令和3年	接種券発送時期 (目安)令和4年	対象者数
7/14~7/20	2月下旬	約37.2万
7/21~7/27		
7/28~8/3		
8/4 ~8/10		
8/11~8/17	3月上旬	約25.3万
8/18~8/24		
8/25~9/1	3月中旬	約34.3万
9/2 ~9/8		
9/9 ~9/15		
9/16~9/22	3月下旬	約25.6万
9/23~9/29		

※2回目接種を受けた日付は、1・2回目接種券と同じ用紙の「予防接種済証（臨時）」で確認できます。

※令和4年1月20日時点の計画です。国の動向等により変更する場合があります。

※発送からお手元に届くまで数日かかります。

(1) 市民利用施設等の対応

(1) 市民利用施設

市民利用施設	まん延防止等重点措置期間の対応
基本的な考え方	業種別ガイドラインの遵守など基本的な感染防止対策を徹底した上で運営
キャンセル料	利用者の自発的な感染拡大防止の判断を支援するため、措置期間中の利用予約分について取消の申し出があった場合には、 キャンセル料を徴収せず、事前に納付されていた使用料等を全額返金

(2) 市主催の会議・イベント等

市主催の会議・イベント等	まん延防止等重点措置期間の対応
開催制限	感染防止対策を徹底した上で、原則として縮小または中止（延期）を検討

(2) 保育所等の対応

- ① 厚生労働省・神奈川県の方針
 ・保育所等については、引き続き、**感染防止対策を徹底しつつ、原則開所**
- ② 令和3年4月以降の感染発生等の状況（令和4年1月19日現在）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
感染者数	園児	15人	36人	27人	76人	398人	102人	18人	3人	4人	167人
	職員	32人	54人	25人	96人	303人	27人	2人	1人	4人	111人
休園数（※）		30園	34園	25園	53園	259園	46園	17園	3園	6園	115園

※休園数・・・園児・職員の感染確認により、1日以上休園した園数

- ③ 直近の週別休園数（令和4年1月19日現在）

		12/20～	12/27～	1/3～	1/10～	1/17～19
感染者数	園児	1人	2人	3人	72人	74人
	職員	1人	2人	5人	49人	49人
休園数		2園	2園	3園	41園	71園

- ・ **感染者が急増**しているとともに、**休園数も急増**している
- ・ 8月の第5波と同様に、**園児の感染者**が増えている

(2) 保育所等の対応

④ 横浜市の対応

令和4年1月20日まで	1月21日～2月13日 (まん延防止等重点措置期間終了まで)
<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を徹底しつつ、原則開所 ・家庭での保育が可能な場合には、利用を控えるよう協力依頼 	<p style="text-align: center;">引き続き実施</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・登園しなかった日数分の利用料の返還

【参考】

- 令和3年8月～9月の利用料返還実施期間における登園率
8月20日から8月31日までの登園率 約57%、9月1日から9月30日までの登園率 約66%
- 利用料返還の対象施設・事業
認可保育所、幼保連携型認定こども園（保育利用）、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業、幼稚園・認定こども園における市型預かり保育事業（満3歳児）、幼稚園における2歳児受入れ推進事業

⑤ 休園となった保育所等への新たな支援

エッセンシャルワーカーである保育士等が濃厚接触者となり、業務に従事出来なくなった際に、自宅待機期間の短縮（10日→7日）を図ることが出来るように、抗原検査キットを本市で新たに購入します。

検査キットを活用することにより、休園した保育所等が少しでも早く運営再開出来るように支援を行います。

(3) 学校の対応

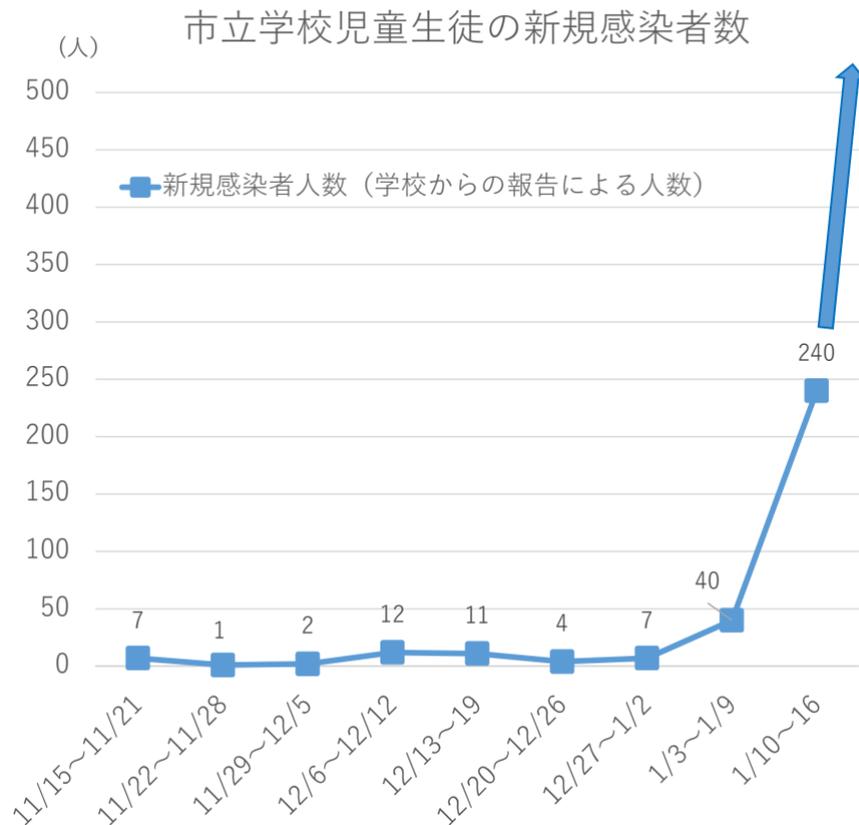
【資料5】
 <教育委員会事務局>

<全校>

- 基本的な感染症対策を徹底して学校教育活動を継続
- 感染リスクの高い活動の一時停止
 (室内で近距離で行う合唱等)
- 宿泊を伴う修学旅行等や県外を目的地とした校外行事の延期、中止または内容変更
- 部活動の活動日数の制限、公式大会を除く他校との試合等の自粛

<その他>

- 高等学校は、始業時刻を30分程度遅らせる等の時差通学及びそれに伴う短縮授業を実施
- 特別支援学校は、時差通学や短縮授業等、各校の実情を踏まえて対応



【参考】 国の方針

感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について、分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高い等から、まん延防止等重点措置区域に一都十二県を追加すること、あわせて、オミクロン株による感染が急速に拡大している状況等を踏まえ、ワクチン・検査パッケージ制度については、当面適用しないことを決定

【まん延防止等重点措置の措置区域・期間（2月13日まで）】

1月9日～1月31日

・広島、山口、沖縄

1月9日～1月31日

・広島、山口、沖縄

1月21日～2月13日

【新規】

・東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、新潟
岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、
宮崎

【参考】 県の方針

- (1) まん延防止等重点措置を実施する期間
 令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで
- (2) 措置の区域
 県内全市町村
- (3) 措置の概要

	主な内容
県民の外出自粛等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛 ・ 不要不急の都道府県間の移動の自粛 ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請等 認証店 : ①5時から21時まで・酒類提供20時まで か、 ②5時から20時まで・酒類提供なし の選択制 認証店以外: 5時から20時まで・酒類提供なし ・ 1テーブル4人以内(全員検査実施の場合は人数制限なし)
大規模集客施設への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限 ・ 入場者に対するマスク着用の周知
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止安全計画を、策定する: 人数上限 20,000人(全員検査実施の場合は収容定員まで可) 策定しない: ①か②の小さいほうを上限 ※チェックリストの公表が必要 ①人数上限: 5,000人 ②収容率: 歓声等 無し100% 有り50% ・ 業種別ガイドラインの遵守、入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策

(3) 措置の概要

	主要内容
事業者全般に対して	<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守・職場における感染防止対策のための取組・在宅勤務等の推進・感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動 <ul style="list-style-type: none">・感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続 <p>○「神奈川県における社会機能維持者の事業者」 次頁のとおり</p>

神奈川県における社会機能維持者の事業者 1/19神奈川県対策本部会議資料

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月●日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、**自治体が適当と認める事業に従事する者。**

1.医療体制の維持

- 全ての医療関係者
- 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2.支援が必要な方々の保護の継続

- 高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）
- 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3.国民の安定的な生活の確保

- 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者
 - ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③生活必需物資提供関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー・コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の業務継続
 - ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカード
その他決済サービス等）
 - ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・
港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水
艦等）
 - ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナ
ンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工
事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥行政サービス等（警察、消防、その他の行政サービス）
 - ⑦育児サービス（託児所等）

5. その他

- 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等
- 学校等については、児童生徒等や学校の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

本部長指示

以 上